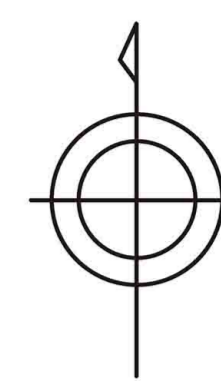
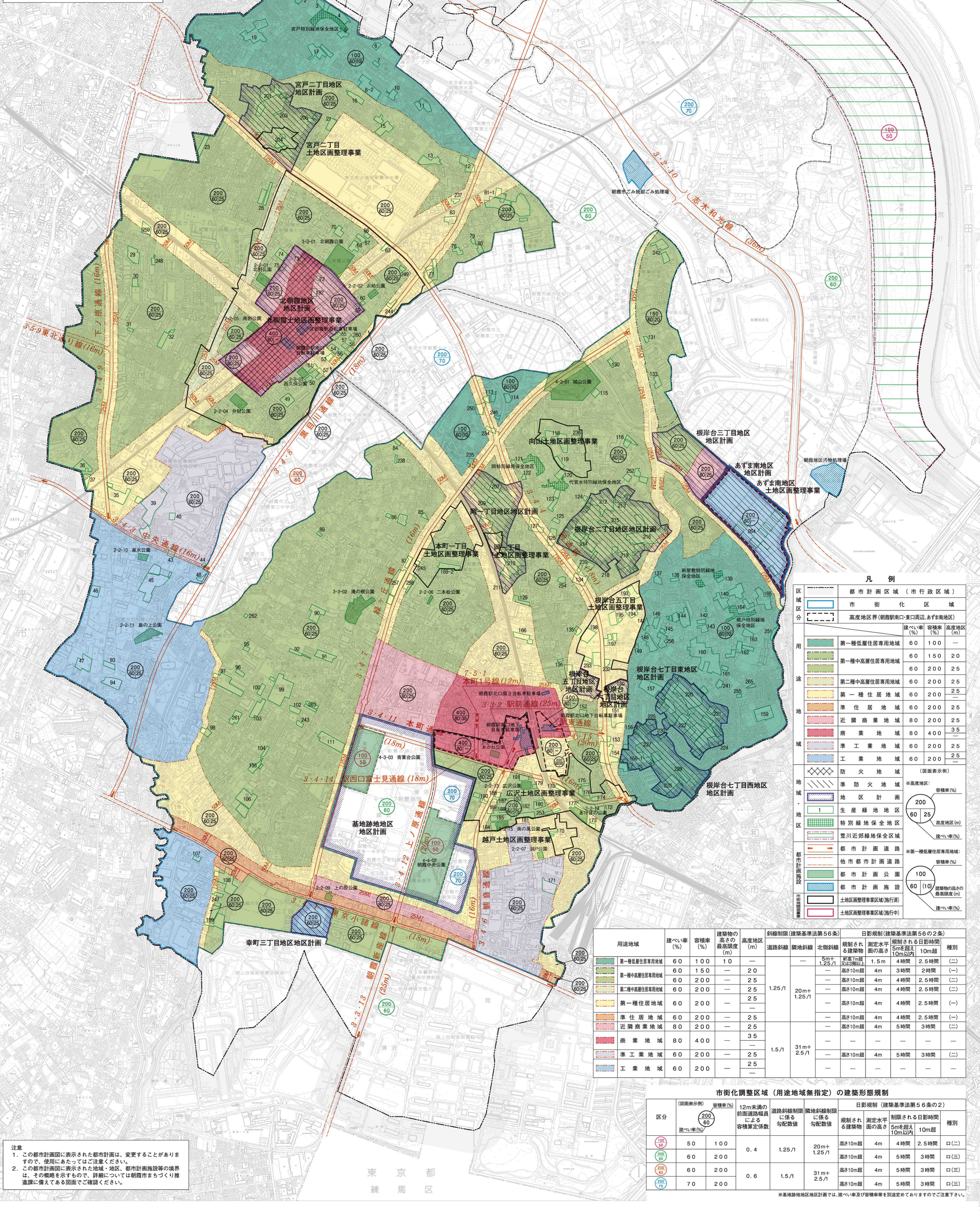


# 朝霞市都市計画図

令和五年三月作成



○朝霞市計画区域（市行政区）	面積1,834ha
○区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）	
昭和45年8月25日 当初決定	地玉告示第978号
昭和55年12月26日 変更	地玉告示第1839号
平成3年12月24日 変更	地玉告示第1753号
平成8年3月26日 変更	地玉告示第522号
平成10年11月27日 変更	地玉告示第1533号
平成16年4月27日 変更	地玉告示第923号
平成23年1月21日 変更	地玉告示第111号
平成25年3月25日 変更	地玉告示第521号
平成29年1月27日 変更	地玉告示第88号
令和4年9月20日 変更	地玉告示第961号
○用途地域	
昭和48年1月16日 当初決定	地玉告示第71号
昭和59年12月26日 変更	地玉告示第1640号
平成3年1月18日 変更	地玉告示第62号
平成3年12月24日 変更	地玉告示第1754号
平成7年11月22日 決定	地玉告示第1738号
平成16年3月30日 変更	地玉告示第592号
平成25年2月5日 変更	朝霞市告示第29号
平成29年4月3日 変更	朝霞市告示第121号
平成30年3月1日 変更	朝霞市告示第57号
平成30年8月3日 変更	朝霞市告示第187号
令和4年9月20日 変更	朝霞市告示第176号



記号	説明
[Symbol]	市街化調整区域
[Symbol]	市街化区域
[Symbol]	第一種低層住居専用地域
[Symbol]	第一種中高層住居専用地域
[Symbol]	第二種中高層住居専用地域
[Symbol]	第一種住居地域
[Symbol]	準住居地域
[Symbol]	近隣商業地域
[Symbol]	商業地域
[Symbol]	準工業地域
[Symbol]	工業地域
[Symbol]	防火地域
[Symbol]	防犯地域
[Symbol]	地区計画
[Symbol]	生産緑地地区
[Symbol]	特別緑地保全地区
[Symbol]	荒川近郊緑地保全区域
[Symbol]	都市計画道路
[Symbol]	他都市計画道路
[Symbol]	都市計画公園
[Symbol]	都市計画施設
[Symbol]	土地区画整理事業区域(施行中)
[Symbol]	土地区画整理事業区域(施行済)

凡例			
市街化調整区域	市街化区域	市行政区	市街化調整区域
高度地区	高度地区	高度地区	高度地区
第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域
準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域
工業地域	防火地域	防犯地域	地区計画
生産緑地地区	特別緑地保全地区	荒川近郊緑地保全区域	都市計画道路
他都市計画道路	都市計画公園	都市計画施設	土地区画整理事業区域(施行中)
土地区画整理事業区域(施行済)			

用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	建築物の高さの最高限度(m)	斜線制限(建築基準法第56条)		日影規制(建築基準法第56条の2)	
				道路斜線	隣地斜線	規制される建築物の高さ	制限される日影時間
第一種低層住居専用地域	60	100	10	—	—	—	
第一種中高層住居専用地域	60	150	—	20	—	—	
第二種中高層住居専用地域	60	200	—	25	—	—	
第一種住居地域	60	200	—	25	—	—	
準住居地域	60	200	—	25	—	—	
近隣商業地域	80	200	—	25	—	—	
商業地域	80	400	—	35	—	—	
準工業地域	60	200	—	25	—	—	
工業地域	60	200	—	25	—	—	

市街化調整区域(用途地域無指定)の建築形態規制									
区分	容積率(%)	建築物の高さの最高限度(m)	道路斜線制限に係る勾配係数	隣地斜線制限に係る勾配係数	日影規制(建築基準法第56条の2)の制限される建築物の高さ	日影規制(建築基準法第56条の2)の制限される日影時間			
1	50	100	0.4	1.25/1	高さ10m超	4m	4時間	2.5時間	ロ(二)
2	60	200	—	—	高さ10m超	4m	5時間	3時間	ロ(三)
3	60	200	0.6	1.5/1	高さ10m超	4m	5時間	3時間	ロ(三)
4	70	200	—	—	高さ10m超	4m	5時間	3時間	ロ(三)

1. この都市計画図に表示された都市計画は、変更することがありますので、使用にあたってはご注意ください。  
2. この都市計画図に表示された地域・地区・都市計画施設等の境界は、その概略を示すもので、詳細については朝霞市まちづくり推進課に当たってご確認ください。

※標準高は平成14年度に国土交通省告示第91号の「標準高は平成14年度に国土交通省告示第91号の...」  
※標準高は平成14年度に国土交通省告示第91号の「標準高は平成14年度に国土交通省告示第91号の...」  
※標準高は平成14年度に国土交通省告示第91号の「標準高は平成14年度に国土交通省告示第91号の...」

朝霞市役所

昭和株式会社調製